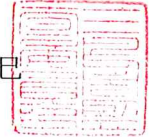


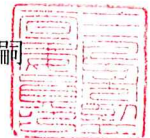
三 監 第 15 号  
平成30年7月11日

渡 辺 豊 博 様

三島市監査委員 亥 角 裕 巳



三島市監査委員 松 田 吉 嗣



三島市市長措置請求について（通知）

平成30年6月25日付けで提出された三島市市長措置請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理由）

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

請求人は、三島市長に対し、三島市土地開発公社（以下「公社」という。）の土地を買取って転売すれば得られた転売差益相当額の損失を補てんするよう主張しています。

本件請求において、長が公社の土地を買取るか否かの行為は行政上の判断に属する行政管理上のものであって、財務管理上のものではないので、普通地方公共団体の長の財務会計行為には該当しません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。